

説明資料に関する質問回答表

青字部分は訂正削除、赤字部分は訂正追加を表します

投稿 No.	ご質問	回答
1	<p>2. 設計業務等における品質確保対策等 19ページ航空レーザ測量（地図情報レベル500）の標準歩掛の新設の記載について質問いたします。</p> <p>（1）（注）2に別途計上する項目が記載されていますが、総運航、計測が記載されていません。総運航・計測は必要項目ですが、計上されているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>（2）国土交通省HP「設計業務等標準積算基準書 同（参考資料）」 (https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_sekisan.html) 令和4年度 積算基準・標準歩掛等改定内容 訂正※1（1） 第2章 測量業務標準歩掛 第10節 航空レーザ測量 10-2 航空レーザ測量 （1）標準歩掛等 本歩掛の適用範囲は、計測面積100km²以上とする。 また、本歩掛は点密度4点/m²で、格子間隔1mのデータを作成する場合に適用できる。 と条件が明記されています。今回資料19ページには記載がありませんが、国土交通省HP「設計業務等標準積算基準書 同（参考資料）」と同様と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>（1）掲載資料19ページは改定ポイントを説明するものとなりますので、総運航及び計測の費用については、積算基準書に基づき計上することになります。</p> <p>（2）本歩掛の適用条件は「計測面積100km²以上」となります。 ご質問の条件（点密度4点/m²、格子間隔1m）は含まれません。 国土交通省HPに掲載されている改定内容「訂正※1：航空レーザ測量」については後日訂正となる予定です。</p>
2	<p>配信されている説明会資料のうち、「2. 設計業務等の品質確保対策等」の19ページに記載がある「航空レーザ測量（地図情報レベル500）の標準歩掛の新設」について質問をいたします。</p> <p>国土交通省のサイト（設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）について）では、令和4年度の「積算基準・標準歩掛等改定内容 「訂正※1：航空レーザ測量」に下記の内容が記載されています。</p> <p>しかし、今回配信されている説明資料、説明動画には、この内容が記載されていません。新設された本歩掛には、下記の条件は適用とされるのでしょうか。</p> <p>ご確認を宜しくお願い致します。</p> <p>・また、本歩掛は点密度4点/m²で、格子間隔1mのデータを作成する場合に適用できる。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_sekisan.html</p>	<p>新設された本歩掛の適用条件は「計測面積100km²以上」となります。 ご質問の条件（点密度4点/m²、格子間隔1m）は含まれません。 国土交通省HPに掲載されている改定内容「訂正※1：航空レーザ測量」については後日訂正となる予定です。</p>

投稿 No.	ご質問	回答
3	<p>「航空レーザ測量（地図情報レベル500）」に関して、国土交通省ホームページの設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）にて積算基準・標準歩掛等改定内容「訂正※1：(1)」3ページ中段に歩掛適用事項の記載があります。貴庁からの公表資料にその適用事項の記載がありませんが、同じ適用であるとの認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>「航空レーザ測量（地図情報レベル500）」の歩掛の適用条件は、「計測面積100km²以上」となります。</p> <p>ご質問の条件（点密度4点/m²、格子間隔1m）は含まれません。</p> <p>国土交通省HPに掲載されている改定内容「訂正※1：航空レーザ測量」については後日訂正となる予定です。</p>
4	<p>2. 設計業務等における品質確保対策等の19ページ目に記載されている航空レーザ測量（地図情報レベル500）の標準歩掛について質問させていただきます。</p> <p>国土交通省技術調査課サイトにある第10節-2-2(1)標準歩掛等には、「本歩掛は点密度4点/m²で、格子間隔1mのデータを作成する場合に適用できる」とありますが、関東地整様の標準歩掛も同様に適用という解釈でよろしいでしょうか、ご教授願います。</p>	<p>「航空レーザ測量（地図情報レベル500）」の歩掛の適用条件は、「計測面積100km²以上」となります。</p> <p>ご質問の条件（点密度4点/m²、格子間隔1m）は含まれません。</p> <p>国土交通省HPに掲載されている改定内容「訂正※1：航空レーザ測量」については後日訂正となる予定です。</p>
5	<p>2. 設計業務等における品質確保対策等のP19に記載されている航空レーザ測量（地図情報レベル500）の標準歩掛について質問します。</p> <p>国土交通省大臣官房技術調査課HP掲載されている第10節-2-2(1)標準歩掛等に「本歩掛は点密度4点/m²で、格子間隔1mのデータを作成する場合に適用できる」との記載があります。関東地整様の掲載部分には記載がありませんが、同様に適用という解釈でよろしいでしょうか。ご教示のほど、よろしくお願います。</p>	<p>「航空レーザ測量（地図情報レベル500）」の歩掛の適用条件は、「計測面積100km²以上」となります。</p> <p>ご質問の条件（点密度4点/m²、格子間隔1m）は含まれません。</p> <p>国土交通省HPに掲載されている改定内容「訂正※1：航空レーザ測量」については後日訂正となる予定です。</p>
6	<p>国交省登録資格の評価（組み合わせ加点の試行）において、技術士とRCCMを有している場合、（2）RCCMは、（3）国交省登録技術者資格にも含まれるため、要求される施設分野が一致すれば、（1）+（2）の組み合わせが可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>評価例の対象となる資格については、現在内容を整理中であり、まとめ次第、関東地方整備局HPで公表する予定です。</p>